

業務委託仕様書

1. 業務件名

葛尾村観光戦略プランの実施に向けた観光推進体制組成等に係る支援業務

2. 業務目的

福島相双復興官民合同チーム第二期復興・創生期間取組方針（令和4年3月8日付）において、広域まちづくり支援として、「各まちの重点案件、特に帰還困難区域を抱える自治体へ重点支援」、「エリア全体を俯瞰した帰還者と移住者の双方にとって魅力と活気のあるまちづくりへの支援」、「民間企業・団体等と連携した関係人口拡大・社会課題解決」、「高付加価値コンテンツの創出・定着」等が重点取組事項として位置付けられている。

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「機構」という。）は、この方針に従い、原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村とし、以下「12市町村」という。）に対する支援を実施していくこととしている。

葛尾村においては、依然として村内の一部地域が帰還困難区域として残っており、また村内居住者は令和7年1月現在で457人と大幅に減少している状況であるところ、地域コミュニティの再生・強化、関係人口や移住・定住人口の増加への貢献のみならず、村民の郷土愛の醸成等を通じた村の持続的な発展につなげるため、令和6年度において「葛尾村観光戦略プラン」を策定した。

本業務委託は、令和6年度に策定した「葛尾村観光戦略プラン」を令和7年度より実現していくため、今後の葛尾村の持続的な観光推進に資するべく、まず葛尾村の観光推進体制の整備、及び観光人材の育成を支援することを目的とする。

3. 業務内容

本業務委託において、まちづくりコンサルタントは、上記目的を達成するため、適切な方法により日常的に機構職員と緊密にコミュニケーションを図りながら、要すれば機構の支援先である葛尾村を定期的に訪問した上で、葛尾村における復興の加速化に資するため、課題の特定及び課題解決に向けた手法の提示を主たる業務として行うこととし、具体的には次の（1）から（3）の業務を行う。

また、それらの業務に関連する知見の提供や助言、諸課題に係る迅速な支援を実施するために必要とする調査業務や資料作成、その他機構が状況に応じて指示する業務を行うこととする。

（1）観光戦略プラン策定後の観光推進体制整備に関する支援業務【約60%】

機構が葛尾村に対し、観光戦略プランを実施するための観光推進体制の整備の

支援を行うにあたり、観光戦略プランを実施するための協議体を令和7年度中に立ち上げることを前提に、協議体の目的・業務内容・組織構成等の検討、葛尾村・地域事業者・村民等の関係者との連絡・調整、協議体の立ち上げに係る各種業務、協議体における各種協議、事務局運営のフォロー等他地域の事例を踏まえた専門的助言等、機構に対する支援を行う。

なお、推進体制の整備にあたっては、機能と役割に応じた縦割り組織ではなく、村全体を俯瞰した上で横断的な連携を踏まえた推進体制となるように整備を進めることとする。

(2) 葛尾村観光振興に資する観光に関する人材育成に係る支援業務【約35%】

今後葛尾村において、観光振興が行われ、葛尾村の持続的な地域活性化につなげていくためには、観光に関する人材の育成が急務であることから、機構が葛尾村に対し、観光に関する人材育成の支援を行うにあたり、観光客を受け入れる用意のある村内外の地域事業者や村民等に対して行う観光研修（試行的な取組の実施を含む）の企画・運営等について機構に対する支援を行う。

なお、実施方法及び回数については、セミナー又はワークショップにより2～3回程度の実施を想定しているが、最終的には葛尾村との協議により最も効果的かつ効率的な開催方法及び回数とすることとし、セミナー等を実施する際には適宜ファシリテートを行うなど進行等の支援を行うものとする。

(3) 各種調査・分析・資料等作成支援【約5%】

機構又は葛尾村が上記(1)及び(2)に関連する各種事務を進めるにあたり必要とする各種調査・分析、資料の取りまとめや報告等に関し、機構又は葛尾村からの指示又は依頼に基づき、各種資料の作成等を行う。

また、上記(1)及び(2)は現時点において想定される業務であり、機構が葛尾村への支援を行っていく中で、葛尾村との協議により追加・修正される場合がある。その際には、別途機構からの指示に従うこととする。

4. 受託事業者を求める要件

- (1) 仕様に応じた専門家（復興支援に係る業務若しくは観光戦略に係る業務等の経験を豊富に有している者）を社内外に有しており、機構の要望に応じて適切に配員し業務運営を行うこと。
- (2) 本事業の受託事業者及びまちづくりコンサルタントをはじめとする実施チームは、12市町村の現状は当然のこととして、経済産業省、復興庁、観光庁、福島県等の関係機関による当該地域に対する各種支援制度、並びに機構の役割、体制、支援リソース等に関する基礎的かつ基本的な理解を有していること。

- (3) 本事業の受託事業者は、域内の企業や、域外から進出が見込まれる企業等とのネットワークを広く有しており、住民・企業のニーズに関して基礎的な知見を持っていることが望ましい。自治体に対する提案内容が、上記の実状やニーズを踏まえたものになるようよう留意すること。
- (4) 本事業の受託事業者は、他自治体におけるまちづくりの取組に関する知見を有しており、他自治体との比較を通して、当該地域の劣位性の解消あるいは優位性の確立に関する提案を行える能力があること。
- (5) 公告日より直近5年以内において、上記「3. 業務内容」に記載する各事項に関連し、他自治体やまちづくり会社等に対して支援を行った実績を提案資料に明記すること。
- (6) 公告日より直近5年以内において、分野を問わず、原子力被災12市町村の自治体やまちづくり会社等に対して支援を行った実績を提案資料に明記すること。

5. 関連資料

- ・第五次葛尾村振興計画（令和5年4月）及び葛尾村観光戦略プラン（令和7年4月）

6. 履行期間

契約締結日 [契約締結後]～令和8年3月24日（火）

7. 「まちづくりコンサルタント」の業務場所

原則として当該コンサルタントの事務所又は機構が指定した場所とするが、必要に応じてオンラインも可能とする。

8. 「まちづくりコンサルタント」の人員数

下記を基本として、必要に応じて調整することとする。

2名×週1日

9. 進捗報告

(1) 週次報告

機構（課長以下）とおおよそ週次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとする。

(2) 月次報告

機構（G長以上）と月次での定例会を開催し、前回定例会以降の活動実績

及び次期定例会までの活動予定について報告し、指示を受けることとする。

10. 納入物

下記の納入物を、「11. 納入先」に記載の宛先に送付する。

- (1) 報告書（履行期間終了時）：1部
- (2) 報告書概要版（月毎）：1部
- (3) 参考資料、データ等を記録したCD又はDVD等の電子データ：1式

11. 納入先

960-8031 福島県福島市栄町 6-6 福島セントランドビル 4 階
公益社団法人福島相双復興推進機構 福島本部 024-502-1115（代表）
担当：平野（070-4560-9287）、小島（070-3889-7526）

12. その他

- (1) 本事業の実施にあたっては、葛尾村を取り巻く情勢や周辺地域を含む地域特性等の変化を的確に捉えた上で、地元事業者の事業再開・再生、町民の帰還促進と移住定住に向けた交流人口・関係人口の拡大等に資する支援を行うこと。また、機構と十分な意思疎通を図るとともに、機構より指示があった場合には、その指示に従うこと。
- (2) 業務を実施する中で、葛尾村に対して提案や提言等を行う必要がある場合や葛尾村の関係者とメールにて連絡・調整等を行う場合には、事前に機構と十分に調整することとし、機構の指示に従うこととする。
- (3) 支援業務の遂行に当たっては、過年度の支援内容にかかる情報が必要な場合は機構とまちづくりコンサルタントが協議の上、別途、契約締結後に提供の有無について判断する。
- (4) 本事業は、機構からの委託事業であることから、対外的な資料については、機構の名において発出することとし、機構の了承なくその一部又は全部を自治体等に提出しないこと。また、その資料のとりまとめにあつては、事前に機構と十分に調整することとし、機構の指示に従うこと。
- (5) 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合には、直ちに機構に連絡するとともに、委託先の責任において解決すること。
- (6) 新型コロナウイルス、その他の感染症等の蔓延時において、感染拡大防止に資する十分な施策を講じるとともに、本委託事業を継続、完遂する観点から、必要に応じて機構と相談をしながら事業を実施する。
- (7) その他、不明な点がある場合は機構に問合せ、機構の指示に従うこと。

以上